

吉岡町「まち自慢」フォトコンテスト実施要領

■目的

吉岡町の魅力ある様々な資源を発掘し、町の良さを再発見することで、郷土愛の醸成を図りつつ、認知度及びイメージの向上を目指すとともに、受賞作品を町が情報発信する各種媒体において活用することを目的として実施します。

■作品の要件

- ①作品の撮影場所は、吉岡町内に限ります。
- ②応募者本人が撮影し著作権を有している未発表の作品に限ります。
- ③カラープリント（単写真のみ可、組み写真は不可）の六つ切又はA4サイズとします。
- ④撮影機材、使用フィルム、印画紙の銘柄は制限しません。
- ⑤合成や事実を変えるような加工、またはデータを修正（レタッチ）したと判断される場合は審査から除外します。ただし、トリミングは可です。
- ⑥写真に日付を入れないようにしてください。

■応募上の注意

(1)作品の肖像権等

- ①被写体の肖像権については、応募者の責任において承諾を得るものとし、主催者側は、人物等被写体に対する肖像権侵害等について一切の責任を負わないものとします。
- ②作品が第三者の有する著作権・商標権などの権利を侵害していないものとします。

(2)応募作品の著作権の利用許諾

- ①応募作品の著作権は応募者である撮影者に帰属しますが、応募者である撮影者は吉岡町に応募作品の利用（著作物の複製、変形・翻案等その他一切の利用行為を含む）を許諾し、吉岡町は、無償で自由にその著作物を利用（ホームページや印刷物等への掲載等その他一切の利用行為を含む）することができるものとします。応募者である撮影者は、吉岡町及び吉岡町から利用許諾を受けた者に対して、応募作品に関する著作権者人格権を行使しないものとします。
- ②応募作品は、吉岡町が作成する各種媒体（印刷物、WEBページなど）や吉岡町が認めた媒体への掲載等にも利用する場合があります。

(3)その他

- ①応募作品は原則として返却しません。作品の返却を希望する場合は、宛先を記入し切手を貼付した返信用封筒を同封してください。
- ②応募にあたり提供された個人情報、受賞作品の発表や通知など本コンテストのために必要な範囲のみにおいて使用します。
- ③未成年者が応募する場合は、保護者の同意を得た上で応募を可とします。
- ④送付中の事故や破損については、その責任を負いかねます。
- ⑤受賞発表等の際には、応募者の氏名や住所地の大字名を明示する場合があります。
- ⑥受賞作品については、データやネガ・ポジを主催者へ提出してください（記録媒体は返却）。提出いただけない場合、受賞を取り消す場合があります。また、受賞作品以外でも、データやネガ・ポジの提供を求める場合があります。